

# 応用美術及び結合商標に関する裁判例 (リゾートガール事件)

東京地判令和5年9月29日(令和3年(ワ)第10991号) (裁判所ホームページ知的財産裁判例集)

知的財産法研究会 弁護士 西 祐亮

# 第1 概要

## 1 事案

本件は、被告が販売するTシャツ(リゾートガール半袖Tシャツ。以下「被告製品」という。)に付したイラスト(以下「被告イラスト」又は「被告標章」という。)が、原告のイラスト(以下「原告イラスト2」という。)に係る原告の著作権(複製権又は翻案権及び譲渡権)及び著作者人格権(同一性保持権)並びに原告が有する商標権(以下同商標権に係る登録商標を「原告商標」という。)を侵害しているか否かが争われた事件である。

本件で問題となっている被告イラスト及び被告製品は次のものである1。

(被告イラスト)



(被告製品)



また、それに対する原告のイラスト、商標及び製品は次のものである。

<sup>1</sup> いずれも判決別紙から引用したものである。

#### (原告イラスト)2





(登録商標)





(原告製品)



#### 2 請求内容

- (1) 著作権法112条1項に基づく原告イラスト2の複製、翻案及び譲渡の差止め
- (2) 商標法36条1項に基づく被告の販売するTシャツに被告イラストを付すこと及び被告イラ ストを付したTシャツの譲渡等の差止め
- (3) 著作権法112条2項又は商標法36条2項に基づく被告製品の廃棄及び被告イラストの画像 データの削除 (廃棄請求及び削除請求はいずれも選択的併合)
- (4) 不法行為(民法709条)に基づく損害賠償請求(著作権法114条1項又は商標法38条1項1 号による逸失利益、著作者人格権侵害による無形損害及び弁護士費用の請求についても選択 的併合による請求)

### 3 事実経緯

#### (1) 当事者

原告は、衣料品、衣料雑貨品等のデザイン、企画、製造販売、受託販売等を目的とする法人で ある。

被告は、アパレル製品等の企画、仕入、製造、販売等を目的とする法人である。

#### (2) 原告製品が販売されるまでの経緯

ア 原告イラスト2が作成されるまでの経緯

平成25年4月、原告は、横浜みなとみらいにおいて、原告ブランドのTシャツ等を販売する店 舗をオープンした。原告代表者は、同店舗のオープンに合わせて、原告の従業員であったA(以

<sup>2</sup> 左のイラストを「原告イラスト1」、右のイラストを「原告イラスト2」と呼称する。